

■用語集

ア行		
	依存財源	国や県から交付される財源。 具体的には、地方交付税・地方譲与税・国庫支出金・都支出金・地方債など。
カ行		
	合併特例債	合併後の市町村が新市建設計画に基づいて行うまちづくりのための建設事業及び旧市町村単位の地域振興や住民の一体感醸成のために行う基金造成に要する経費について、合併年度及びこれに続く15年度に限り市債を充当（借入）できるもの。事業費の95%まで充当（借入）でき、その返済にあたる元利償還金の70%は後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される。
	元利償還金	借りたお金（元金）と、それに対する利子を支払う金額のこと。
	企業会計	地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。
	義務的経費	公債費、扶助費、人件費を合わせた経費。
	行政財産	市が行政サービスを行うことを目的として保有している財産（土地・建物）。
	減価償却相当額	企業会計で用いられ、使用や時の経過による建物等の価値減少分を「コスト」として計上する手法で、一般的な公会計（現金主義会計）では用いない手法。本白書では、価値減少分をコストとしてみなすことにより、計画的な施設整備につながるため、トータルコストとして仮定している。
	公債費	地方債の償還にかかる経費
	国庫支出金	市が法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業等に対して、国が負担すべきものの総称。負担金・補助金などがある。
サ行		
	財政指標	自治体の財政状況を分析するためさまざまな分析指数があり、総称して「財政指標」といいます。
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入することができる財源。 具体的には、市税・使用料・手数料・財産収入など。
	指定管理者制度	従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度。 市ではスポーツ施設、集会施設等の運営に導入している。
	事務事業	市が施策目的を実現するための日々の業務。

	生産年齢人口	15歳～64歳までの人口のこと。年齢別人口のうち労働力の中核をなす人口。
夕行	大規模改修	経年劣化に伴う修繕と建築当初の機能・性能を上回る機能向上を伴う改修工事。
	耐震基準	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。 現行の耐震基準（新耐震基準）は1981年に改正された基準。
	建物総合評価	建物の物理的状況（建物の安全性、維持管理にかかる費用の効率）を容易に判断し、施設整備の優先度を把握するための手法。 建物の老朽化状況、法改正や時代のニーズの変化に対応するための改善状況、維持管理に必要な経常的経費（光熱水費等）の状況を把握する。
	投資的経費	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など。
	地方交付税	すべての地方公共団体が一定の行政水準を維持できるように、国税の一部を財源として国が一定基準により市町村に交付するもの。
	都市計画区域	都道府県知事が指定し、計画的に街づくりを行なう区域。都市計画区域に指定されると、必要に応じた区域区分、さまざまな都市計画の決定、都市施設の整備事業や市街地開発事業が施行される。
ナ行	年少人口	0歳から15歳までの人口のこと。新生児から中学生まで。
ハ行	バリアフリー	高齢者や障がい者を含め、誰でも利用できるように障害を除く施策。 建物のバリアフリー対応として、多目的トイレの設置や車椅子エレベータの設置、道路から入口までのスロープの設置等がある。
	扶助費	社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。 生活保護法・児童福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。
	普通会計	自治体間の財政状況を比較・分析できるようにするために総務省が定める基準を用いて作成される会計。
	普通交付税	地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。
	普通財産	行政財産以外の財産。 特定の行政サービスを行っていない土地・建物。
ラ行	高齢人口	65歳以上の人口のこと。



成田市公共施設白書

発行 平成25年3月



成田市 企画政策部 企画政策課
〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地
電話 0476-20-1500 (直通)